

1960年代フランスの対外政策が国内音楽政策に与えた影響

ー パリ音楽院演奏協会日本公演（1964）をめぐる議論の検証より ー

田 崎 直 美

キーワード：フランス，日本，文化交流，音楽政策，パリ音楽院演奏協会

1. 研究の背景と研究目的・方法

1. 1 研究の背景

フランスでは、ド・ゴール大統領（De GAULLE, Charles: 在任 1959-69）時代の 1960 年代において、フランスの国際的な地位を回復させ「フランスの偉大さ *la grandeur de la France*」を体现することを目標に、文化外交を含む外交政策が国家の優先事項に据えられたことが知られる（FRANK 2003: 329; SAINT-GILLES 2007: 237）。ド・ゴールが任命した外務大臣クーヴ・ド・ミュルヴィル（COUVE DE MURVILLE, Maurice: 在任 1958-68）による「文化振興 5 年計画 *le plan quinquennal d'expansion culturelle*」は二期連続で実施され（1959-63 年、1964-68 年）、外務省予算の 53% を占めた。これは当時、文化省全体の予算よりも多かった（PINIAU /TIO BELLIDO 1998: 117, 212; KESSLER 1999: 379）。

外務省による文化事業の主たる形は、「フランスの芸術作品を諸外国民に体験する機会を与えること」（WANGERMÉE 1991: 28）であった。この時期のフランスの対外的な文化宣伝の構図は、外務省が大枠として定める外交政策を国家のプレゼンスのもとで文化諸組織に個別に実施してもらい、その活動に対して外務省が補助金を支給することであった。この助成業務は、外国での文化交流を司る部署である文化・技術問題総局 *Direction générale des affaires culturelles et techniques*（以下 DGACT と略記）と、その外郭団体で事実上の芸術部門委任事業者であったフランス芸術活動協会 *Association française d'action artistique*（以下 AFAA と略記）が行う。毎年 AFAA は各省庁の官僚と各芸術分野の有識者が参加する評議会を開き、フランス人芸術家より申請された活動計画を三つの芸術分野（演劇、造形芸術、音楽）ごとに検討して予算の議決と資金配分を行った（KESSLER 1999: 379, 382; SAINT-GILLES 2007: 199）。

音楽分野についてみると、1960 年代前半の国際交流事業の特徴は次の 4 点に集約される。それは、①遠方を含めて多くの国と地域にフランス人音楽家を偏りなく派遣する事業が中心であること、②年度により重点地域を変えながら、大規模企画に予算を集中させていたこと、③大規模企画の多くが、フランス国営ラジオ・テレビ局 *Radiodiffusion-télévision française*（以下 RTF と略記）傘下の楽団（AFAA 音楽予算総額の約 10-20% が集中）、なかでも国立管弦楽団 *Orchestre national*（以下 ON と略記）による外国公演であったこと、④補助金支給の条件の一つが、演奏曲目の 3 分の 2 以上がフランス音楽（現代曲含む）であること、であった。ただ、AFAA が三つの芸術分野の中で最も重点を置いたのは演劇分野で（AFAA 対外宣伝予算全体の約 50%）、音楽分野への予算は最も少なかった（約 15%）（田崎 2024a: 14-19）。

そうしたなかで1964年度だけは例外的に音楽予算が多く計上された点は注目される。これはパリ音楽院演奏協会 *Orchestre de la Société des concerts du Conservatoire*（以下、愛称である「ソシエテ」¹⁾と略記）の大阪国際フェスティバル参加および日本巡演のための補助金が計上されたからである（ibid.）。

ソシエテが派遣された日本は、1964年に東京オリンピック開催を予定していた。世界中の注目が集まる1964年の日本で大規模イベントを開催することは、フランスにとって格好の文化宣伝の機会であったと推測される。実際にフランス外務省は、オリンピック開催に先立って、音楽分野ではソシエテの日本巡演（1964年4月27日～5月12日）を、美術分野ではルーヴル美術館所蔵の「ミロのビーナス」特別公開（国立西洋美術館（東京）：1964年4月8日～5月15日、京都市美術館：5月21日～6月25日）を支援した。そして、当時のフランス文化大臣マルロー（MALRAUX, André: 在任1959-69年）は国会で、後者に「400万人の日本人がやってきて、像の背後に置いたフランス国旗を見た」（FOULON 1990:36）と表現することで、自国の文化宣伝の成功を謳っている。ただ、この時期に限らず、フランスにとって日本は文化宣伝のしやすい国であった。第二次大戦後にフランス外務省は、主権を回復したばかりの日本に対して、他国に先駆けた文化協定の締結（日仏文化協定、1953年5月調印）を積極的に働きかけていた（田崎 2016:152）。この1953年以降、日本とフランスの芸術交流は急速に発展する（PINIAU/TIO BELLIDO 1998: 82）。これには、日本の民間の大手新聞社（朝日、毎日、読売）がフランスをはじめ海外の芸術家を積極的に招聘していた（田崎 2016:152-154）影響が大きい。1958年からは、朝日新聞社が実質的な主催者となって大阪国際フェスティバルを開催し、海外の一流上演団体を毎年幅広く招聘している。フランス人外交官ドロ（DOLLOT, Louis: 1915-97）は1964年に出版した自著の中で、日本は自国文化の紹介努力以上に外国の影響を喜んで受け入れ、熱心に西欧文化を探究する国であること、特にフランス文化とドイツ文化に対する日本人の嗜好は明白で、一時的な傾倒ではないことを指摘した（DOLLOT 1964: 95-96）。こうした両国の文化背景の中で、このソシエテ日本公演はどのように実施され、そしてどのような効果や影響を両国に及ぼしたのか。

ソシエテはパリ音楽院の教授と優秀な卒業生で構成される、パリで最も古い管弦楽団である（1828年設立）。「1901年法 *loi de 1901*」で演奏協会となったパリの四つの管弦楽団（ソシエテの他に、コンセル・ラムルー、コンセル・コロヌ、コンセル・パドルー）の中で最も人気が高く、権威ある管弦楽団として知られていた。1901年法での「協会 *association*」は「2名以上の者が、利益の分配目的以外の目的のために、自分たちの知識や活動を恒常的に共有するために結ぶ合意」による民間の非営利団体²⁾という性質をもち、国有化された団体とは運営・管理の方法が異なる（本稿第2章第3節で後述）。1964年のソシエテ日本公演は、大規模な音楽団体の外国公演において、外務省がパリ・オペラ座やRTFのような国有化された組織ではなく民間へ多額の資金援助をした点において、特異な出来事であった。

さらに、同じ1960年代前半のフランス国内の音楽状況に目を向けると、文化省（1959年設立）内に「音楽問題国家委員会 *Commission nationale d'étude pour les problèmes de la musique*」（1962-64年、以下CNEPMと略記）が立ち上がり、パリの演奏協会の制度改革、特にソシエテの国有化を目指す議論がなされていたことが注目される。CNEPMはフランスの音楽政策の包括的な検討を初めて行った文化省の諮問委員会で、1966年から文化省音楽課でランドスキ（LANDOWSKI, Marcel: 在任1966-74）が実施した大規模な音楽制度改革に影響を与えている³⁾。ソシエテも、ランドスキが音楽課に着任した直後の1967年6月に解散して、同年11月にパリ管弦楽団 *Orchestre de Paris* という公営組織（国と地方自治体が共同出資）へ生まれ変

わっているのである。CNEPM と対外文化政策に関与する AFAA 評議会は独立した関係にあり、両者間に制度上の接点はなかった。しかし、両方の委員会に属する委員が数名いたこと（本稿第4章第1節で後述）から、人的つながりによる情報交換の可能性はある。CNEPM でソシエテ日本公演に直接触れる議論はなされていないことは判明している（田崎 2024b）ものの、CNEPM での演奏協会の制度改革に関する議論に対してソシエテ日本公演が何らかの影響を及ぼしていたのではないだろうか。

1. 2 研究目的・方法

こうした背景と問題意識をもとに、本研究はパリ音楽院演奏協会（ソシエテ）の日本公演（1964年）を事例として、1960年代前半におけるフランスの対外音楽政策のあり方を国内音楽政策との関係において検証し、外国（日本）及び国内（フランス）に与えた効果や影響、及びその程度について考察することを目的とする。これまでフランスの音楽政策は、外務省による対外政策と文化省による国内政策がそれぞれ自律したものとして研究されており、両者を比較して関連性や影響関係を検証した研究はまだない。そこで本研究ではまず、フランスの対外音楽政策の実態について、フランス外務省文書館ラ・クルヌーヴ館が保管する、①ソシエテの日本公演に関する AFAA の通信文書及び、②1962年から1964年にかけて AFAA で検討された音楽活動計画とそれらへの予算の議決・配分を記した AFAA 評議会議事録を検証する。フランスの国内音楽政策に関する CNEPM での議論（1962-64年）については、フランス国立公文書館が保管する議事録を中心に検証する。また、ソシエテ日本公演に関する日本の音楽界の反応については、日本の音楽専門雑誌（『音楽の友』『レコード芸術』『音楽芸術』『芸術新潮』）における批評家たちの言説を中心に検証する。そして、それらを相互に比較することで、フランス外務省が期待した外国（日本）でのプロパガンダの効果や影響とともに、そうした対外政策の国内（フランス）での影響や波及効果について考察する。

2. パリ音楽院演奏協会（ソシエテ）日本公演（1964）の経緯と問題点

2. 1 ソシエテのアメリカ合衆国公演及びドイツ公演計画（1961-63）

1961年春、「フランス人が指揮するフランスの大規模オーケストラ」の招聘を計画していたコロムビア音楽事務所⁴⁾がソシエテに対して、アメリカ合衆国公演を打診した。フランス外務省の DGACT は AFAA に対して、この計画を支援する意向を表明している。その理由は、近年のフランスの対外文化プログラムでは演劇分野が優先されて音楽分野がやや軽視されているため、時には大規模な演劇ツアーの代わりに大規模なオーケストラツアーを実施することが望ましい、というものであった。DGACT は派遣する楽団の優先順位として、1位がパリ・オペラ座管弦楽団、2位がクリュイタンス（CLUYTENS, André: 1905-67）の指揮するソシエテであるとする。このときパリ・オペラ座管弦楽団の参加が困難であったため、ソシエテが有力候補となる。しかし DGACT はソシエテの派遣に慎重でもあった。ソシエテが大規模な海外ツアーを行うためには、早急なソシエテの内部改革が必要である、と述べている⁵⁾。

ここで問題となったのは、ソシエテ団員が公的機関（国立歌劇場連合：パリ・オペラ座とオペラ＝コミック座、共和国親衛隊）の楽団員を兼務する場合、その楽団員の旅行を禁止する、という協会内規であった⁶⁾。「これらの音楽家たちが、それぞれの所属機関から長期の出張に必要な休暇を取得することができず、一方で代役を立てることはオーケストラの質の低下を招く恐れがある」というのが旅行禁止の理由である⁷⁾。この条件には多くのソシエテ団員が該当し、特に国立歌劇場連合のオーケストラにも所属していた正団員数はソシエテ全体の25%であっ

た。

パリでの活動が停滞していた⁸⁾ことを危惧したソシエテの事務局長は、将来の外国ツアーの可能性を視野に入れて、ソシエテの内規を改訂する(1962年4月)。改訂により協会には正団員の他に研修生および研修候補者という新たなカテゴリーが設けられ、会員数が大幅に増加した。そして、2年以上ソシエテで継続的に活動した研修生であれば公的機関と兼務する団員の代理を務めることを可能とし、それによりオーケストラの演奏の質を保つことができる、としたのである⁹⁾。しかし、管楽器のソロ奏者など、代替がきかないパートがあるという問題は残された。

結局、1962年10月から1963年2月の間にソシエテのアメリカ公演計画は消滅した。理由について史料からは判明しなかったが、次の二つが考えられる。一つはAFAAの制度上の問題である。当初1963年春にソシエテ招聘を予定していたコロンビア音楽事務所だが、万国博覧会(ニューヨーク)に合わせて1965年の招待に変更した(1962年4月)。このときアメリカ側は1962年秋までに意向を固めてほしいと要請していたが、AFAAでは1年後(1963年)までの補助金申請しかできず、決定が見送られた可能性がある。もう一つは、ソシエテ団員確保の問題である。ソシエテの内規改訂後もAFAA会長はソシエテ事務局長に対して、団員の「休暇問題」への懸念を伝えている(1962年10月)。消滅したアメリカ公演計画の受け皿として、ソシエテがベルリンを含むドイツの7～8都市を巡演する計画(1964年4月20日～30日)がすぐさま検討された¹⁰⁾。ソシエテ側も外国ツアーの再開を強く望んだが、この計画も実現しなかった。この計画は、次に述べる日本公演に取って代わった可能性が高い。

2. 2 ソシエテの日本公演計画とフランス外務省(1963-64)

フランスでAFAAとソシエテがドイツ公演を検討していた時期(1963年5月)に、日本では在日フランス大使が1964年日本でのオリンピック開催に合わせて二大文化イベントの実施を検討していた。それは、フランス美術の大規模な展覧会の開催と、大阪国際フェスティバルへの「これまでとは異なる芸術活動での参加」であった¹¹⁾。さらに1963年7月には、日本の大阪国際フェスティバル協会事務局からAFAAに、1964年にソシエテ(クリュイタンス指揮)の大阪国際フェスティバルへの参加を希望する旨が伝えられる。この要望は、RTFオーケストラの参加が見送られたことへの代替案であった¹²⁾。

在日フランス大使顧問はフランス外務省宛文書の中で、この機における大阪国際フェスティバルへの参加の重要性を力説し、ソシエテの来日を強く支持している。根拠は次の3点、すなわち、①日本におけるフランスの文化宣伝は、これまで大阪国際フェスティバルへの参加を通して効力を発揮しており(1960年にジャン＝ルイ・パロー劇団、1962年にコメディ・フランセーズとアンドレ・ナヴァラ(チェリスト)、1963年にパリ・オペラ座バレエ団とロベール・カサドゥシュ(ピアニスト)が参加)、不参加はかえって悪影響を及ぼすこと、②音楽分野に関しては、日本ではここ数年において大きな変化があり、フランスの音楽家や作品が好意的にみられ始めていること、③これまで共和国親衛隊の軍楽隊を除き、どのフランスの交響楽団も日本で演奏しておらず、ソシエテがこの欠損を埋めることができること、であった。しかし彼は同時に「日本の聴衆は特別に音楽通であることに最大限の注意を払う必要がある」、「不完全な編成や、パリ・オペラ座管弦楽団と同等の器楽奏者を呼ばないと悪い結果を引き起こす」とも警告している。そのため、指揮者はクリュイタンスで、かつ「ソシエテに所属するすべての音楽家が協力し、全員が参加すること」を絶対的な条件として提示していた¹³⁾。

AFAA会長はこの計画に強い関心を示したが、DGACTは当初、必要経費(約60万フラン)

が大きすぎることを理由に難色を示していた。しかし大阪国際フェスティバル協会側が2万ドルの資金負担を申し出たことによりAFAAの補助金が約50万フランで済むことが判明する(1963年9月)と、実現可能性が高まったとしてDGACTで本格的に検討が開始される。

そして1963年11月15日、AFAA評議会において、ソシエテの大阪国際フェスティバル参加(1964年4月27日～5月12日)のための補助金50万フランが正式に決定した。この50万フランは主に団員への出演料と旅費・経費に充てられ、残る必要経費(出演料にかかる税金分、ホールの費用、著作権料、国内旅費、広告費など)は大阪国際フェスティバル側が負担した。50万フランの補助金はAFAAにおける1964年度文化宣伝予算の配分割合を変えることで捻出された。つまり、1964年度のみ、主に造形芸術分野から音楽分野へ50万フランの予算を移すという特例措置がとられたのである(田崎 2024a: 15)。なお例年の音楽用予算の総額は約80万フランであったため、この措置によって1964年度音楽用予算は例年の約1.6倍に増加している¹⁴⁾。

2. 3 外国公演の障壁：演奏協会システムと団員の兼業問題

ソシエテの日本公演用の補助金が決定した(1963年11月15日)直後に、AFAAはソシエテ正団員87名が兼務する国内の公的機関の関係省庁に対して、外国ツアーのための団員の休暇取得許可を申し入れた¹⁵⁾。しかしこのときに、問題が表面化する。

国立歌劇場連合は理解を示して、条件付きではあるが兼務するソシエテ団員に特別休暇を出した。ところが内務大臣は、正規公務員は他所から報酬をうけることはできないことを理由に、国家保安局音楽隊 *Musique de la Sûreté Nationale* 団員2名の休暇申請を最後まで許可しなかったのである。休暇申請が許可されなかった団員の一人はソロ・チューバ奏者であり、ソシエテ内には代理がいなかった。しかし公演予定曲(ムソルグスキー《展覧会の絵》)ではソロ・チューバが不可欠であったため、この問題が解決しなければ渡航直前に公演プログラムを変更せざるを得なくなったのである。そこでAFAAは軍務大臣に連絡をとり、空軍音楽隊からチューバの代替奏者をソシエテに呼ぶ手助けをする¹⁶⁾。これが認められたため、ソシエテはプログラム変更を避けることができたのである。

こうしたオーケストラ団員の兼業にまつわる問題は、ソシエテ日本公演を機に、日仏の両国で世論の関心を集めた可能性がある。1964年4月にフランスの音楽情報誌『コンサート・ガイド *Guide du Concert*』では、評論家フルレ(FLEURET, Maurice: 1932-90)がソシエテ日本公演を紹介する記事の中でこの問題を取り上げた。そして、フランスの音楽的名声を大いに高めるために公的権力はもっと演奏家の外国ツアーに配慮すべき、と主張している¹⁷⁾。一方日本では、1964年5月に音楽専門誌『レコード芸術』で、音楽評論家の松本太郎がより客観的に、ソシエテを含むパリの演奏協会での兼業の実情を詳しく紹介している。内容は次の通りである。

松本はフランスの演奏協会の概要を紹介したうえで、協会方式の弊害を三つ挙げている。まず、一つから四つの楽団(演奏協会)が並行して、毎週日曜日の同じ時間帯に(「5時45分という妙な時間から」)定期演奏会を開いている問題である。松本はこれを、「聴き度い指揮や曲目が二つも三つも演奏会に重なる(ママ)」ため、「愛好家を集めるためには非常に不利な制度」と指摘する。二つ目は、団員たちが兼業しているため一つの交響楽団に精勤できず、演奏の質が悪いという問題である。松本は、「パリの交響楽団の演奏が他国の一流所の楽団と比べて劣勢であると実際に聴いた人々がいう原因もそこにあるらしい」と述べている。そして三つ目は、団員が演奏に対して真剣でないため、優秀な指揮者がより良いオーケストラを求めて海外へ流出している問題である。松本はこの例として、コンセール・ラムルーの正指揮者として活躍した

マルティノンやマルケヴィッチの名前を挙げている。

松本はまた、団員が兼業する理由を次のように解説している。協会方式の場合、団員は給与ではなく、シーズンの終わりに収支を計算して得られた利益の配分を受ける仕組みになっている。そのためシーズンの終わりまで団員には収入がなく、彼らは生活のために副業をせざるを得ない。なお副業の内訳は様々で、国立歌劇場連合などのオーケストラ団員を勤めること、独奏者や室内楽の奏者として演奏会、放送、レコード録音に加わること、音楽学校の先生になったり個人的に弟子を取ったりすること、ミュージックホールの楽団に加わることなどがある。一方、副業をするためには協会の肩書がある方が就職に有利なので、彼らは協会を辞めることはしない。そして松本は、先に挙げた弊害の1点目に立ち返り、演奏協会どうしの定期演奏会の日時のバッティングはこうした団員の兼業に因ることを指摘する。「色々の実業を持っている楽員を抱えているそれらの楽団に取っては、日曜の夕方が演奏会を開くのに最も具合のいい日と時間であるからである。それは楽員本位で決定されたことである」。

この協会方式に対して松本は、RTF傘下の国立管弦楽団（ON）のシステムを称賛する。「この方は国立であるから、そして放送局が全国一本であるから正当なサラリーが払われ、練習も充分行われるので実業の必要がない」。すなわち、ONでは団員の副業を禁じているが給与制を採用しているため、団員は生活の心配をすることなく十分に練習に励むことができる、と指摘している。そして、それによりONは「フランスでは第一流で、国際的にも高い水準」を保つことができている、というのである¹⁸⁾。

3. ソシエテ日本公演の実態と評価

それではソシエテは、実際の日本公演でどのような評価を得たのか。ここからは第7回大阪国際フェスティバルでのソシエテ公演の状況を中心に、日本人聴衆がソシエテをどのように捉えたのか、日本の資料とフランス外務省の資料を照らし合わせながら検証する。

3. 1 大阪国際フェスティバル（1958-64）について

1958年に発足した大阪国際フェスティバルは、朝日新聞社が実質的に主催した芸術祭である。自社の所有する大規模なクラシック音楽専用ホールを拠点に、海外の一流上演団体を毎年幅広く招聘してきた。音楽専門誌の評論をみると、初回からしばらくは様々な批判が噴出していったものの、第6回（1963年）頃までには充実した来日アーティストと祝祭感が徐々に評価されるようになっていた。

大阪国際フェスティバルの特徴の一つは、豊富な資金と手堅い運営による持続性である。第2回から運営母体となる大阪国際フェスティバル協会の事務局には、関西交響楽団事業部長（野口幸助）や梶本音楽事務所長（梶本尚靖）など経験豊富な実業家がおり、黒字経営ができていた¹⁹⁾。予算規模も1960年時点で年間1億3,000万円あり、そのうち財界からの援助が1,500万円、大阪府・市からの補助金が1,000万円、文部省からの補助金が1,000万円であった。少なからぬ資金援助を行政から取り付けたことについて、名ばかりの文化国家を刺激することに先鞭をつけた、と評する人もいた²⁰⁾。

さらに、大阪国際フェスティバルに参加する各国の芸術団体が「それぞれ自国政府の財政援助のもとに、文化交流の旗印を誇らしげにかかげて来日」²¹⁾した点も特徴である。例えばボストン交響楽団（ミュンシュ指揮）は、アメリカ大統領の国際文化交流基金により東洋5か国へ派遣された一環として、日本では第3回大阪国際フェスティバルへ参加した（1960年5月7日～8日）他、全国放送や地方巡演を通して積極的な文化宣伝を行っている²²⁾。こうしたなか

で「日本は、単に、音楽家にとつてのいいマーケットになっただけでなく、東西からの訪日演奏家、演奏団体は、日本の音楽水準を、急速に高めつつある」²³⁾ ことが日本の音楽界で自覚されるようになっていく。音楽評論家の野村光一（1895-1988）は次のように述べている。「外人音楽家を配列する日本の音楽フェスティバルなるものは、実は国際的ではなく、国内的なことになるのです。しかし目下のところそれで充分意味があるのではないのでしょうか」²⁴⁾。このように、大阪国際フェスティバルは単に祝祭的なエンターテインメントとしてではなく、日本人が外国の質の高い音楽に接することのできる貴重な場として認識されるようになっていたことが判るのである。

3. 2 ソシエテ来日状況

こうした風潮の中で、ソシエテは1964年4月27日から5月12日までの17日間来日した。そして、大阪国際フェスティバル（大阪）で5日間、東京で5日間、福岡と京都で1日ずつ、合計12公演を行った【表1】。演奏プログラムは5種類用意されており、大阪国際フェスティバルの5日間でそのすべてが披露されている【表2】。プログラムの傾向をみると、全体に占めるフランス音楽の割合は約3分の2で従来通りだが、ラヴェルの作品だけを上演するプログラムを用意している点が特徴である。なお当初はラヴェル作曲《ボレロ》も上演予定であったが、これは日本側からの要請に応じてストラヴィンスキー作曲の舞踊組曲《火の鳥》に変更された²⁵⁾。一般受けする《ボレロ》を通俗的と感じる「音楽通」の聴衆を意識した変更であった可能性も考えられる²⁶⁾。

来場した日本人の数は公演全体で約3万人であり、これは過去最多であった。加えて日本のラジオ・テレビ局（NHK）が数週間にわたってすべての演奏会を放送しており、会場に行けなかった西洋音楽愛好家もソシエテの演奏を聴く機会を得ている。それまでも外国から有名なオーケストラが来日公演をしていたが、ソシエテによる公演が日本の観客に格別に大きな印象を与えたことは、次の報道や報告文から推測できる。「ボストン、フィラデルフィア、ロンドン、ウィーン、ベルリン、モスクワなど、この有名なフランス・アンサンブルに先行していた国際的な大オーケストラは、いずれもこのような大衆的・批評的成功を収めることはなかった」²⁷⁾、「大阪国際フェスティバルでも東京でも、その印象は絶大だった。2,800人から3,500人の聴衆

【表1】パリ音楽院演奏協会（ソシエテ）日本公演の日程（1964年）⁽¹⁾

月日	公演都市
4月26日	パリ（フランス）出発
4月27日	大阪（日本）到着
4月28日～30日、5月1日	大阪国際フェスティバル（大阪）
5月2日	福岡 公演
5月3日	移動
5月4日	大阪国際フェスティバル（大阪）
5月5日	京都 公演
5月6日	移動
5月7日～11日	東京 公演
5月14日	パリ（フランス）到着

(1) この表はフランス芸術活動協会（AFAA）の通信文書（AMAE: 554 INVA/258）に基づいて筆者が作成。

【表2】第7回大阪国際フェスティバル（1964年）でのパリ音楽院演奏協会公演プログラム⁽¹⁾

プログラム	月日	作曲者と作品名
A	4月28日「ラヴェル音楽祭」	ラヴェル 《スペイン狂詩曲》
		ラヴェル 舞踊組曲《マ・メール・ロワ》
		ラヴェル 舞踊音楽《ラ・ヴァルス》
		ラヴェル 組曲《クーランの墓》
		ラヴェル 《亡き王女のためのパヴァーヌ》
		ラヴェル 《ダフニスとクロエ 第2組曲》
B	4月29日	ブラームス 交響曲 第4番
		ヴァーグナー 《ジークフリートの牧歌》
		ムソルグスキー 組曲《展覧会の絵》
C	4月30日	ベルリオーズ 《海賊》序曲
		ブラームス ヴァイオリン協奏曲 (ソリスト：江藤俊哉)
		ドビュッシー 交響詩《海》
		ストラヴィンスキー 舞踊組曲《火の鳥》 ⁽²⁾
D	5月1日	ベートーヴェン 交響曲 第3番「英雄」
		ベルリオーズ 《幻想交響曲》
E	5月4日	ラロ 歌劇《イスの王様》序曲
		ベートーヴェン 交響曲 第7番 ⁽³⁾
		ミヨー 《プロヴァンス組曲》
		ルーセル 舞踊組曲《バッカスとアリアース》第2番

(1) この表は 公益財団法人 朝日新聞文化財団 大阪国際フェスティバル「1964年のラインナップ」(<https://www.asahizaidan.or.jp/festival/1958-1967/lineup-1964/>) 及びフランス芸術活動協会 (AFAA) の通信文書 (AMAE: 554 INVA/258) をもとに筆者作成。

(2) この作品は日本側の要望により、ラヴェル《ボレロ》から変更されたものである (AFAA correspondence: 554 INVA/258)。

(3) この作品は日本側の要望により、ラロ 交響曲ハ長調から変更されたものである (AFAA correspondence: 554 INVA/258)。

がオーケストラと指揮者を熱烈に歓迎した。各コンサートはアンコールで締めくくられ、なかにはアンコールが30分に及ぶものもあった」²⁸⁾。

3. 3 フランスの音楽文化に対する日本人の関心

こうした成功の背景の一つには、在東京フランス大使が指摘するように、「日本においてフランス音楽の人气が高まっており、私たちの作品、私たちの指揮者、私たちの音楽家が年々高まる尊敬を集めていること」²⁹⁾ が考えられる。実際に、用意されたプログラムの中で最も評価が高かったのが、ラヴェルの作品だけで構成されたプログラム（プログラムA）であった。そしてソシエテ公演に対する日本人の演奏評の多くに共通した点は、ソシエテの演奏を通して「フランスの」オーケストラの特徴を知ろうとする姿勢であった。

1950年代初頭にフランス留学経験のある音楽評論家の遠山一行（1922-2014）は、「アメリカ、ロシア、日本のオーケストラはドイツのオーケストラが出发点」であるのに対して、フランス

のオーケストラは独自の伝統をもっており、「多くの意味で、従来われわれがききなれていたオーケストラとちがっている」³⁰⁾と論じていた。そして複数の批評家は、ソシエテと同時期に大阪国際フェスティバルに参加したソヴィエト国立交響楽団、あるいはこれまでに聴いた他国のオーケストラとソシエテを比較する形で、論評をしている。彼らが見出したフランスのオーケストラの特徴は、大別して、①豊かな色彩感、音色のニュアンスとバランス、そして、②個性を重視するアンサンブル、であったことが判る。

①に関して、先述の遠山は、フランスのオーケストラには「機械のような精密さ（アメリカ）、圧倒的な音量・迫力（ロシア）はない」代わりに、「豊富な色彩感、変化のあるリズムやフレージングの間隔」があることを紹介していた³¹⁾。そして、実際にソシエテの演奏を聴いた批評家は、「あっさり作っているようにみえても、こまかい音色の変化は目をみはられるほど」³²⁾、「木管の柔らかで軽やかな味わい、金管のまばゆいように光り輝く美しさは、まさにこれこそフランスの音であると思わせた。しかもそれらが単独に遊離して光っているのではなく、全体の均衡の中によく所をえているさまは、なんともいえないエレガントな魅力であった」³³⁾と評価した。

②に関して遠山は、百の奏者が一つの肉体になるベルリン・フィルハーモニー管弦楽団とは対照的な、「百の個性が、お互いに、自由な会話をかわしながらつくり上げてゆく演劇のような面白さ」を指摘していた³⁴⁾。そしてソシエテの来日演奏を聴いた批評家は、「室内楽のアンサンブルをやっている人たちがおたがいに音をやりとりして楽しんでいるというような傾向」³⁵⁾、「指揮者の意志に服従するというのではなく、自発的に協力して音楽をつくっていくという態度」³⁶⁾を指摘している。

来日公演では、ソシエテという楽団特有の性質にも関心も集まったことが窺える。まず音楽評論家の志鳥栄八郎（1926-2001）は、94名のソシエテ団員たちが舞台上に「ばらばらと出てきて、ばらばらと各自の席についた」様子を、「『軍律きびしい』ソヴィエト国立交響楽団とはまるで違う、自由な雰囲気」と描写している³⁷⁾。また初日のラヴェル・プログラム（プログラムA）を聴いた音楽評論家の吉田秀和（1913-2012）は、「張り切ったなあ、一番いいとこ出したなあ、という感じ」、「パリで聴いたよりもはるかにすぐれた名演奏。あんなものはパリでも聴けない」と、意気込んで演奏する団員たちの技量の高さと熱意に驚嘆している³⁸⁾。一方で、いい演奏と悪い演奏の差の大きさも指摘された。公演2日目（プログラムB）を聴いた志鳥は、「明らかに練習不足」で、それは「このオーケストラの最大の欠点」と評している。ただし3日目（プログラムC）は見違えるような立派な演奏だったとも述べている³⁹⁾。

3. 4 フランス外務省への報告とフランス国内での評価

こうした日本人評論家たちの反応は、フランス大使館を通じてフランス外務省へ正しく報告されていた。在日フランス大使は次のように指摘している。「ほとんどの解説者や批評家は、アンサンブルに参加する音楽家ひとりひとりの資質、彼らのヴィルトゥオジティ、そして彼らの個性を疎外することなく集団演奏の必要性に容易に対応できることを認めている」、「毎年、大阪フェスティバルとそれに付随する東京やその他の日本の主要都市で開催されるイベントで、私たち（注：フランス）の代表は大成を収めている。しかし、私がここに来てから、最も大衆の熱狂を呼んだのはソシエテだと言えると思う」⁴⁰⁾。ソシエテ事務局長はAFAAに宛てて、日本におけるソシエテの貢献を次のように報告している。「ラヴェル・プログラムは大変好評で、大阪初演となったミヨー作曲《プロヴァンス組曲》やルーセル作曲《バックスとアリアーヌ》が関心を呼んだことも鑑みると、フランス音楽に十分貢献できたと確信している」、「さらに、様々な日本の著名人と直接接触したことで、フランスから発信されるあらゆる文化に日本が大きな

関心を寄せていることが分かった。我々が広範囲に波及する有益な仕事を成し遂げたと自負するのは、おこがましいことだとは思わない」⁴¹⁾。

ソシエテの団員たちはこの日本ツアーが1960年代の頂点であったと、後に振り返っている。しかし事務局長の回想によると、日本であれだけ成功したにも関わらず、フランス本国に戻ると外務省も文化省も、ソシエテに対して謝意も関心も示さなかった（HOLOMAN 2004: 506）。外務省では、「ソシエテは、その類まれな価値にふさわしい宣伝を受けていない」という報告を在日フランス大使から受けていた⁴²⁾にも拘らず、その成功を国内外に向けて報告・宣伝することは無く、その後のソシエテへの適切な報いや対応に繋がらなかったことが今回の調査で明らかになった。

4. 演奏協会のあり方をめぐって：「音楽問題国家委員会」（CNEPM, 1962-64）での議論より

それではソシエテ日本公演と同じ時期に、フランス国内のCNEPM（1962-64年）ではソシエテを巡ってどのような議論をしていたのか。またソシエテ日本公演とCNEPMでの議論との間に何か影響関係はあったのか。CNEPM議事録とソシエテ日本公演をめぐるAFAAの通信文書を筆者が照合した結果、CNEPMでのソシエテ制度改革をめぐる三つの分岐点で、ソシエテと外国公演をめぐる動きにも変化があったことが判明した。

4. 1 「音楽問題国家委員会」（CNEPM, 1962-64）について

CNEPMは、文化省「演劇・音楽・文化活動部」長の提案に始まり（1962年10月4日）、1962年12月27日文化省法令で設置された。文化省内から議長と副議長が選ばれ、8名の音楽家が国家委員として任命されている。このうちAFAA評議員と兼任する委員が3名いた。それは、「演劇・音楽・文化活動部」長のピアジーニ（BIASINI, Émile : 1922-2011）、国立歌劇場連合総支配人のオーリック（AURIC, Georges : 1899-1983）、そしてパリ国立高等音楽院長のガロワ＝モンブラン（GALLOIS-MONTBRUN, Raymond : 1918-94）である。また、1962年から1964年のAFAA評議会議長は、文化省と外務省との連絡調整役を担っていたジョジャール（JAUJARD, Jacques : 1895-1967）で、彼の提案に基づいて1963年7月からはCNEPM委員で報告書責任者であるシオアン（SIOHAN, Robert : 1894-1985）がAFAA音楽委員に任命されている（田崎 2024a : 17）。

第1回会合は文化大臣マルロー臨席のもとで1963年1月28日に開催された。それ以降CNEPMでは、毎週もしくは隔週で毎回数時間に及ぶ会合が合計45回開催され、約2年後（1964年11月16日）に文化大臣へ最終報告書を提出するに至る。検討内容は毎回多岐に亘ったものの、最初の7回は専門的な音楽教育に関する問題が中心で、その後は第28回まで、音楽活動の活性化と地方分権化を促進するための制度改革を中心とする「音楽の普及」問題に集中していた。なお第1回会合では「海外におけるフランス音楽の宣伝」も議題として用意されていたが、ほとんど議論されていない（田崎 2024b : 48-50）。

4. 2 演奏協会をめぐるCNEPMでの議論と、ソシエテ日本公演との関係

ここからは、CNEPMでのソシエテ制度改革をめぐる三つの分岐点について、本稿第2章で整理した1961年から1964年にかけてのソシエテ外国公演計画をめぐる動きと照らし合わせて検討する。

(1) 制度改革に向けた最初の諸提案（第1回～第12回会合、1963年1月28日～5月27日）

CNEPMの会合初期における主要な検討事項の一つは、パリの演奏協会の現状の改善であった。まずCNEPM第1回会合（1963年1月28日）で、四つの演奏協会の無秩序（日曜日の同じ時間帯に定期演奏会を開催、演奏プログラムの重なり）と、団員の兼業にまつわる弊害が問題提起される。これらの問題は、松本がソシエテ来日公演時（1964年）に演奏協会の実情を紹介した記事内容（本稿第2章第3節参照）と同じである。CNEPMの諸会合ではこれらに加えて、次の三つの問題も指摘している。それは、四つの演奏協会が現代フランス音楽の上演に消極的であること、兼業をしている団員たちのスケジュール上の都合により公的機関のオーケストラでの日曜マチネおよび国内外でのツアー活動に支障が出ていること、そして、兼業をしている音楽家が音楽産業（レコードや映画の録音など）の大部分を独占しているため他の音楽家の就職や演奏活動に深刻な影響をもたらしていること、である（田崎 2024b: 54）。CNEPMでは芸術文化上の観点に加えて、国内外でのフランス音楽の宣伝、および音楽家の就職難の観点からも当該慣習を問題視していたことが分かる。

具体的な解決策も、CNEPM第1回会合から活発に話し合われている。このとき解決案の一つとしてシオアンが紹介したのが、作曲家ピエール・ブーレーズの主張である。ブーレーズは、時代遅れである「協会」という制度をオーケストラから撤廃し、パリ・オペラ座、オペラ＝コミック座、そしてソシエテの三つのオーケストラを国有化すべきだと主張していた。この考え方はCNEPMの議論の出発点となり、その後複数の具体的な解決策が提案される（田崎 2024b: 54-55）。協会に替わる国立オーケストラ設立に賛成する委員の一人は、RTFオーケストラのように団員を専属とすることでそのオーケストラが「フランス音楽が外国で名声を獲得する非常に質の高い手段となる」と主張している⁴³⁾。

注目されるのが、CNEPM第9回会合（1963年4月8日）である。このとき四つの演奏協会の代表による公聴会が開催されるが、その最後にソシエテ事務局長が「特権的なオーケストラ」計画を発表し、団員90名に月給2,300フランを支給する予算案を提示しているのである。さらに、ソシエテ事務局長は議長の質問に答えて団員の兼務先を明示したうえで（このとき35人の団員が国立歌劇場連合に所属、20人は共和国親衛隊やその他の軍隊に所属）、特権化された場合に団員はソシエテと兼務先のどちらを選択するかの推論を述べている。そして議事録には、「演奏の質を追求すること（ができる演奏協会）は、パリ音楽院協会を除いては、おそらくない」としたうえで「団員の兼業からの解放は、パリ音楽院演奏協会がフランス国内外で活動するための必須条件である」と記されている⁴⁴⁾。

これらの時期は、ソシエテの合衆国公演計画が見送られた時期（1962年10月～1963年2月）とその直後で、外務省で代替の外国ツアーが模索されていた時期と重なる。この事情とソシエテ事務局長が外国公演を熱望していることをCNEPMメンバーは把握したうえで、ソシエテの国有化のシミュレーションを会合で行っていた可能性が高い。しかし、CNEPMに提出されたどの案も1964年度予算では実現が困難であることが第12回会合（1963年5月27日）で指摘されて以降は、演奏協会改革の話はしばらく審議されていない。

(2) パリ国立高等音楽院長の提案と外務省の補助金決定（第19回～第20回会合、1963年11月13日～20日）

ソシエテ改革に関してCNEPMで急展開したのが、第19回会合（1963年11月13日）である。このときパリの演奏協会改革に向けた案の検討が再開する。そして、パリ国立高等音楽

院長のガロワ＝モンブランが「現実的な予算で特権的なオーケストラの原則を確立」するための新案を提示した。それは、「ソシエテを国有化し、すべての団員は排他的義務に服す（兼業を禁止する）」こと、そして「ソシエテは音楽的使命と教育的使命（パリ国立高等音楽院に新設する「第3課程」の一環）を果たすこととし、後者分に対してパリ国立高等音楽院の予算から支援をする」であった（田崎 2024b: 55）。ソシエテを国立の高等音楽院と関連付けることで、他の演奏協会とは性質が異なることを強調し、国有化を正当化させようとする狙いがみえてとれる。

このタイミングでガロワ＝モンブランがソシエテ改革実現に向けた具体案を提示したことは注目に値する。なぜならば、この会合の2日後（1963年11月15日）にAFAAがソシエテ日本公演用に補助金50万フランの交付を決定し、外国ツアーの実現が正式に決まったからである。ガロワ＝モンブランはCNEPM委員であるとともにAFAA評議員でもあった。少なくとも彼は、AFAAの補助金交付が決定された場合を想定して、将来安定的にソシエテが外国公演できる制度（国有化）を整備する絶好の機会であると考えた可能性は高い。

同時に注目すべき点は、このCNEPM第19回会合で、RTF音楽監督のバロー（BARRAUD, Henry: 1900-97）が、RTF附属の国立管弦楽団（ON）と国有化されたソシエテとが外国公演を巡って競合する可能性に初めて言及し、ソシエテの特権化に懸念を表明したことである。バローはこの競合問題の他にも、巨額の予算を要求することになるためCNEPMの信用が失墜する恐れがある、他の公的機関（国立歌劇場連合、共和国親衛隊、空軍など）のオーケストラの解体につながる、などとして、ソシエテの国有化に猛反発をした⁴⁵⁾。

今回の筆者の調査より、ソシエテ日本公演に向けてAFAAが補助金支給を本格的に検討していた時期（1963年10月）に、内情をいち早く知ったRTFが外務省に抗議をしていた⁴⁶⁾ことが判明した。これは、ほぼ同時期に、1964年予定のONのスカンジナビア・ツアー（ベルゲン音楽祭、ヘルシンキ音楽祭への参加など）とエジンバラ音楽祭への参加（RTF合唱団とともに）用に申請した予算（合計26万8,400フラン）がAFAAにより大幅に削減されて制限された（最大で19万フラン）ことに関連する。外務省側は、RTFおよびON関係者がこの予算削減にかなり不満を抱いていると同時に、ソシエテの日本公演を知って反感を抱いている状況を把握していた。「国立管弦楽団（ON）の音楽家たちは、ソシエテは法的に確立されたオーケストラではないと考えている。さらに彼らは、なぜ日本公演に自分たちでなくソシエテが選ばれたのか、理解できていない」⁴⁷⁾。CNEPM委員のバローは、第19回会合でONのエジンバラ公演での予算削減に対する不満も表明している。こうした背景のもとで、彼はソシエテの国有化に反対した可能性が考えられる。

しかしCNEPM第20回会合（1963年11月20日）では、バローの懸念表明にもかかわらず、ガロワ＝モンブランの提案が予算上の実現可能性を条件として理想的であるとして、満場一致で承認された。

(3) 報告書作成段階：決定に対する異議申し立て（第39回会合、1964年4月22日）

CNEPM第39回会合（1964年4月22日）で、CNEPMが文化大臣への勧告を最終決定する段階に入ると、突如として緊張が再燃した。実はRTF音楽監督のバローは上述の第20回会合（1963年11月20日）で、ガロワ＝モンブランの案が国家予算の関係で実現できない時のための代替案（第二希望案）を提示していた。それは、既存の四つの演奏協会に対する国庫補助金を増額し、その見返りとして四つの演奏協会に演奏曲目や会場、活動内容に関して条件を課すものであった。この提案も、第20回会合の中で満場一致で承認されている。しかしこの第39回会合でバローは、「第一希望案（理想案）」として満場一致で承認されたはずのガロワ

=モンブラン（第39回会合には欠席）の案の採択に激しく反対し、自分の提案（第二希望案）だけを報告書に記載してガロワ=モンブランの提案は付録に留めるべきだと主張した。これに対して議長のピアジーニは、最もコストのかかる解決策（ソシエテの国有化）にこそ焦点を当てるべきだと主張して、対立している（田崎 2024b: 55; CNEPM 第39回議事録（F/21/8718））。なお、このときバローが反対した理由は、議事録に記されていない。

この会合の時期は、ソシエテの日本公演の出立式としてパリで行われた演奏会（1964年4月19日）の直後である。CNEPM 第19回会合のときと同様に、RTF 音楽監督のバローは、ソシエテが国際的な成功を通じて威信を高め、ON と国際舞台で競合する脅威を警戒した可能性も否定できない。

結局、1964年11月16日に文化大臣へ提出された最終報告書は両案を盛り込みつつ、第二希望案が優先され、第一希望案と入れ替わった。また、ガロワ=モンブランが提唱したパリ国立高等音楽院との連携によるソシエテの「教育的使命」の文言は削除され、代わって①パリと地方での演奏会、②外国におけるフランスの音楽的価値の名声の保守、の2点が使命となっている（田崎 2024b: 55）。なお、最終報告書における第一希望案と第二希望案の入れ替わりの経緯および理由については、議事録に記録がないため不明である。この後、ソシエテの制度の改善・改革は、文化省に音楽課が設置されてランドスキが責任者となり、彼のイニシアティブでソシエテを解体してパリ管弦楽団へと蘇生させる（1967年）までの約2年間、事実上保留となったのである。

5. 結語

1960年代前半におけるフランスの対外音楽政策と国内音楽政策との関係を、ソシエテの日本公演（1964年）を事例として具体的に検証した結果、共通して見えてきた問題がソシエテ団員の兼業であった。パリの演奏協会の団員の多くが兼業をしていることで、演奏協会の定期演奏会の停滞、（団員が兼務していた）公的機関のオーケストラでの演奏会及び国内外でのツアー活動への支障、さらには音楽産業のポスト独占による若手音楽家の就職難など、フランス音楽界に様々な悪影響がもたらされていることが、CNEPM で指摘されていた。しかし CNEPM の議論だけを検証しても、なぜ「ソシエテ」を「国有化」するのか、必然性が浮かび上がらない。今回、外務省の DGAFT や AFAA とソシエテの外国公演に関する文書（1961-64年）を筆者が調査した結果、①外国の民間団体（アメリカ合衆国のコロンビア音楽事務所、日本の大阪国際フェスティバル協会）から「フランスのオーケストラの代表」としてソシエテを招聘する動きがあり、フランス外務省側はこれをフランス文化宣伝の好機と捉えて積極的に支援したこと、②しかし、公的機関と兼務しているソシエテの団員が、公的機関の一部から休暇および出演の許可を得ることができないことが大きな問題になること、が判明した（本稿第2章）。さらに、③1960年代前半の外務省 AFAA は、RTF 附属オーケストラへ毎年補助金を集中させて、フランスの文化的威信の宣伝を託していたこと（本稿第1章）、④国立の機関、なかでも「国立管弦楽団」（ON）では、団員の兼業を禁じるとともに給与制を採用しており、団員は兼業をする必要なく練習に励むことができたこと（本稿第2章第3節）、が挙げられる。この①から④を併せ考えると、「ソシエテ」を「国有化」する意味が、パブリック・ディプロマシーとしてのフランス音楽の外国宣伝促進にあったことが、初めてみえてくる。すなわち、現在外国で活躍している ON のような雇用制度（国家からの給与制）のもと、最良のパフォーマンスを発揮する状態（団員が副業に囚われることなく練習に集中できる状態）のソシエテを外国に派遣することで、外国からの要望（歴史あるフランスの名門オーケストラの演奏を聴く）に応え、外国でのフランス音楽文

化に対するイメージ向上に貢献させる狙いが浮かび上がるのである。

こうした一連の動きからは、制度上の連携はなかったにもかかわらず、当時のフランス外務省の方針（外国での文化宣伝のためにソシエテの外国公演を推進）が国内での音楽政策に実質的かつ大きな影響を与えていたことが示唆された。それは、既存の制度内での援助（音楽活動に対する補助金・助成金の増額など）に留まることなく、演奏協会という制度・組織の根本的な改革を促そうとした点が特徴である。ただし、対外政策上の期待が抵抗と反発を生み出し、国内政策に予期せぬ影響を及ぼした可能性も示唆された。ソシエテの外国公演を視野に入れた制度改革は、RTF 附属の国立管弦楽団 (ON) との外国公演をめぐる競合の可能性から CNEPM で RTF 側 (パロー) の抵抗にあい、結局実現しなかった。国有化が成し遂げられなかったためにソシエテの団員は給与制度の恩恵に与る機会を逸しただけでなく、改革が事実上留保されたために団員の負担のひずみが増し、やがて追い詰められる形になった⁴⁸⁾ 可能性もある。

一方で、ソシエテによる外国（日本）での文化宣伝の効果をみると、ソシエテは期待された役目を果たしていたことが判明した。それは、日本の観客に好印象を与えたと留まらない。ソシエテという団体特有の性質と演奏は、「フランスらしさ」を知ろうとする日本人聴衆の興味を刺激して、音楽のみならずフランスのあらゆる文化への関心へと波及していたのである。しかし、ソシエテ日本公演がパブリック・ディプロマシーの観点から大成功を取めたにもかかわらず、その後のフランス国内における音楽発展や、日本でのさらなるフランス音楽宣伝に活用できなかった点も注目すべきであろう。外務省側 AFAA の関心が文化事業への補助金配分に集中しており、文化事業の実施評価とフィードバックに力を入れていなかったことが、結果的に個性豊かで貴重な文化資源（ソシエテ）の活用を妨げたことが指摘できる。

その後のフランスの音楽分野において、効果的な対外政策と国内政策との連携はとられたのか。また文化事業の評価は適切になされるようになったのか。今後は1970年代以降のフランスにおいて検証することを課題とする。

*本研究は、2023-2025 年度科学研究費助成事業（基盤研究 (C)）[研究課題番号: 23K00247] による研究成果の一部である。

注

- 1) フランスでは「むしろ「ソシエテ」という愛称的な略称の方が愛好家の間に通用している」(松本太郎「パリ・オーケストラ界の現状」『レコード芸術』13 (5), 1964, p. 124.) の言説に拠る。
- 2) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「フランスの NPO 1. アソシエーション」2004 年 8 月, https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_8/france_01.html#link_02 (2025 年 11 月 4 日閲覧)。
- 3) 主たる先行研究は次の三つである: LANDOWSKI 1979; LEFEBVRE 2014; 田崎 2024b。
- 4) コロンビア音楽事務所は当時、合衆国での演奏会で最も権力があつた組織である。
- 5) s.n. (DGACT Echanges artistiques), « Note pour Monsieur le Directeur général : Projets de tournées d'orchestres aux Etats-Unis » 1961 年 4 月 24 日 [AMAE :554 INVA/258]
- 6) Ph.Erlanger (AFAA 会長) à André Mertens (コロンビア音楽事務所副社長) « Projet de tournée de l'Orchestre de la Société des Concerts du Conservatoire » 1961 年 3 月 10 日 [*ibid.*]
- 7) s.n. (DGACT Echanges artistiques), « Note pour Monsieur le Directeur général : Projets de tournées d'orchestres aux Etats-Unis » 1962 年 5 月 8 日 [*ibid.*]
- 8) E.Fermé à Ph. Erlanger, « Note pour Erlanger » 1963 年 2 月 28 日 [*ibid.*]
- 9) E.Fermé à Ph. Erlanger, « Note pour Erlanger » 1962 年 4 月 25 日、6 月 22 日 [*ibid.*]

- 10) 特にベルリンでのコンサート開催については、ド・ゴール大統領とブランド市長との会談において検討されていた (M. Recasens (ソシエテ事務局長) à Ph. Erlanger (1963 年 6 月 3 日) [*ibid.*])。
- 11) Basdevant (DGACT 長) 宛報告書 1963 年 5 月 4 日 [*ibid.*]。
- 12) Albert Sarfati (Organisation officielle de Festivals étrangers) à Ph. Erlanger, 1963 年 7 月 10 日 [AMAE :554 INVA/258]
- 13) Albert Fequant (在日フランス大使顧問) から DGACT 宛 1963 年 7 月 26 日 [*ibid.*]
- 14) AFAA 議事録 1963 年 11 月 15 日, pp. 14, 17-18. (田崎 2024a: 15)
- 15) DGACT から Recasens 宛 1963 年 11 月 19 日 [AMAE :554 INVA/258]
- 16) M. Recasens à Basdevant, 1964 年 1 月 7 日 ; M. Recasens à Ph. Erlanger, 1964 年 2 月 14 日 [*ibid.*]
- 17) FLEURET, Maurice « Avant de se rendre au japon : La Société des concerts du Conservatoire », *Guide du Concert*, no.422 (1964 年 4 月 4-10 日号), pp. 4-5.
- 18) 松本太郎「パリ・オーケストラ界の現状」『レコード芸術』13 (5), 1964 年 5 月, pp. 124-125.
- 19) 柴田仁「《音楽ルポルタージュ》大阪国際フェスティヴァル」『音楽芸術』17 (7), 1957 年 7 月, pp. 78-80. なお、この記事の中では関西交響楽団事業部長の名前が「野口助」となっているが、これは野口幸助 (1919-2005) を指す際の誤植である可能性が高い。
- 20) s.n.「大阪国際フェスティバルの玉と石」『芸術新潮』11 (6), 1960 年 6 月, p. 267.
- 21) *Ibid.*: pp. 267-268.
- 22) 伊奈一男「開催中の＜60 年＞大阪国際フェスティバルの展望」『レコード芸術』9 (5), 1960 年 5 月, p. 104.
- 23) 中島健蔵「第 2 回大阪国際フェスティヴァルに参加して」『音楽芸術』17 (7), 1957 年 7 月, p. 84.
- 24) 野村光一「大阪国際フェスティヴァル見物」『音楽芸術』17 (7), 1957 年 7 月, p. 89.
- 25) この他、ビゼー作曲 交響曲ハ長調を、ベートーヴェン作曲 交響曲 第 7 番へ変更している (Fermé による覚書、1964 年 1 月 8 日) [AMAE :554 INVA/258]
- 26) 評論家の吉田秀和と松本勝男は、第 7 回大阪国際フェスティバルを評価する座談会の中で、ソシエテが客のアンコールに応じて《ボレロ》を演奏することを恐れていたが、それがなかったので安心したと伝えている (吉田秀和 他「座談会：第 7 回大阪国際フェスティヴァル総評」『音楽芸術』22 (8), 1964 年 7 月, p. 51.)。
- 27) 東京 AFP 通信 (1964 年 5 月 12 日)
- 28) M. Recasens à Ph. Erlanger, 1964 年 5 月 19 日 [AMAE :554 INVA/258]
- 29) Dennery (在東京フランス大使) から DGACT 宛「パリ音楽院演奏協会の日本公演に関して」(1964 年 5 月 8 日) [*ibid.*]
- 30) 遠山一行「パリ音楽院管弦楽団 アンドレ・クリュイタンス 豊富な色彩感」『音楽の友』22 (4), 1964 年 4 月, p.58.
- 31) 遠山 *op. cit.*, p.58.
- 32) 菅野浩和 ; 中村洪介 ; 大木正興「音楽で飾った大阪の春 第七回大阪国際フェスティバル 欲しい個性と主体性 大阪フェスティバルきき歩き」『音楽の友』22 (6), 1964 年 6 月, p. 72.
- 33) 渡辺佐「＜特集フランス的演奏とは何か＞ 比較メモ：パリ音楽院管弦楽団とソヴェト国立交響楽団」『レコード芸術』13 (6) (153), 1964 年 6 月, p. 151.
- 34) 遠山 *op. cit.*, p.58.
- 35) 菅野 *et al. op. cit.*, p. 72.
- 36) 小石忠男「第 7 回大阪国際フェスティヴァル評：パリ音楽院管弦楽団演奏会 (4 月 28 日～5 月 1 日)」『音楽芸術』22 (7), 1964 年 5 月, p. 54.

- 37) 志鳥栄八郎「<特集フランス的演奏とは何か?> 来日演奏家ステージ評：鮮明な色彩感 — クリュイタンス / パリ音楽院管弦楽団」『レコード芸術』13 (6) (153), 1964年6月, p. 155.
- 38) 中島健蔵; 園部三郎; 吉田秀和「音楽で飾った大阪の春 第七回大阪国際フェスティバル ヴォリュームのソ連、優雅なパリ：二大オーケストラの競演」『音楽の友』22 (6), 1964年6月, p.64.
- 39) 志鳥 *op. cit.*, p.155.
- 40) Dennery *op. cit.*
- 41) なお報告書の中では指揮者の貢献についても次のように言及されている：「オーケストラは本当によく頑張ってくれたが、指揮者クリュイタンスが果たした重要な役割を強調しておかなければ失礼だろう。彼は目もくらむような棒さばきで、完璧に知り尽くしたアンサンブルの真髄を引き出し、オーケストラと指揮者の間の本質的な『調和』を成し遂げた。」M. Recasens à Ph. Erlanger, 1964年5月19日 [AMAE :554 INVA/258]
- 42) Dennery *op. cit.*
- 43) Claude Rostand の発言 (CNEPM 第12回会合議事録、1963年5月27日, p. 5) [AN : F/21/8718]
- 44) CNEPM 第9回会合議事録、1963年4月8日, pp. 3-4. [*ibid.*]
- 45) CNEPM 第19回会合議事録、1963年11月13日, pp. 2, 5, 7. [*ibid.*]
- 46) RTF オーケストラの中でも室内オーケストラ Orchestre de Chambre の団員は給与制ではなく報酬制であったため兼業が可能で、そのほとんどがソシエテのメンバーだった。そのため、大阪国際フェスティバルへのソシエテの参加が打診されるとすぐに、彼らは同じRTF傘下である国立管弦楽団 (ON) の仲間にその情報を知らせていた。それを受けた ON の代表がすぐに抗議を行っている (E. Fermé à Ph. Erlanger, 1963年10月15日 [AMAE :554 INVA/258])。
- 47) *Ibid.*; AFAA 評議会議事録、1964年2月7日、12月21日 [AMAE : 554INVA/38]
- 48) 日本公演後のソシエテは、1966年に団員の多くの兼務先であったレコード会社パテ＝マルコーニとの係争で窮地に立たされ、文化省音楽課長 (ランドスキ) の指導のもとで1967年6月21日正式に解体した (規約公表は1967年4月5日)。そして、新たに全国規模の団員オーディションが実施されて「パリ管弦楽団」として再編されることで、フランスの公営のオーケストラとなる (田崎 2024b: 56-57)。

引用文献

[一次史料] * 個々の新聞記事を除く

Archives du ministère des Affaires étrangères (AMAE), La Courneuve (フランス外務省文書館ラ・クルヌーヴ館)

554INVA/36-38 : Association Française d'Action Artistique, Conseil d'administration. 1962-1964.

554INVA/258 : Tournées à l'étranger de la commission musicale des élèves du Conservatoire national d'art dramatique et de la Société des concerts du conservatoire. 1961-1967.

Archives nationales (AN) (フランス国立公文書館)

F/21/8718 : notes, correspondance, convocations, ordres du jour, procès-verbaux de séances, rapports des membres de la commission, rapport général. 1962-1964.

[研究論文・資料]

田崎直美「戦後日本における招聘フランス人音楽家の活動 (1950-53年): 日仏文化交流および日本の音楽界に与えた影響について」『人文科学研究』(お茶の水女子大学) 第12号, 2016, 151-164.

田崎直美「1960年代前半フランスにおける対外音楽政策の一考察：国際交流事業と国内での音楽状況と

の関連性より」『音楽芸術マネジメント』第15号, 2024a, 11-22.

田崎直美「M. ランドスキの音楽政策 (1966-77 年) 再考: 音楽問題国家検討委員会 (1962-64 年) とフランスの音楽教育・普及政策より」『関西楽理研究』第40号, 2024b, 47-62.

BALOUS, Suzanne, *L'Action culturelle de la France dans le monde*, Paris : Presses Universitaires Françaises, 1970.

DOLLOT, Louis, *Les relations culturelles internationales*, Paris : Presses Universitaires de France, 1964.

FOULON, Charles-Louis. « Des beaux-arts aux affaires culturelles (1959-69): Les entourages d'André Malraux et les structures du Ministère ». *Vingtième siècle, revue d'histoire*, no.28, 1990, 29-40.

FRANK, Robert, « La machine diplomatique culturelle française après 1945 », *Relations internationales*, (115), 2003.

HOLOMAN, Kern D. *The Société des Concerts du Conservatoire, 1828-1967*. University of California Press, 2004.

KESSLER, Marie-Christine, *La politique étrangère de la France : acteurs et processus*, Paris : Presses de sciences-Po., 1999.

LANDOWSKI, Marcel. *Batailles pour la musique*, Paris: Seuil, 1979.

LEFEBVRE, Noémi. *Marcel Landowski : Une politique fondatrice de l'enseignement musical 1966-1974*. Lyon: Cahiers de recherche du Cefedem Rhône-Alpes. 2014.

PINIAU, Bernard / TIO BELLIDO, Ramon, *L'action artistique de la France dans le monde : Histoire de l'Association française d'action artistique (AFAA) de 1922 à nos jours*, Paris : L'Harmattan, 1998.

SAINT-GILLES, Laurence, *La présence culturelle de la France aux États-Unis pendant la guerre froide 1944-1963*, Paris : L'Harmattan, 2007.

WANGERMÉE, Robert, *Cultural policy in France : European programme for the appraisal of cultural policies*, Strasbourg : Council of Europe, 1991.

[ウェブサイト資料]

公益財団法人 朝日新聞文化財団 大阪国際フェスティバル「1964年のラインナップ」(<https://www.asahizaidan.or.jp/festival/1958-1967/lineup-1964/>) (2025年8月30日閲覧)

た ぎ き な お み
田 崎 直 美 (京都女子大学)